関係者　各位

（財）日本モーターサイクルスポーツ協会
国内規律裁定委員会

全日本ロードレース選手権　第 6 戦　もてぎ大会　JSB1000 クラス関する控訴について

さる、全日本ロードレース選手権　第 6 戦（決勝日 10 月 18 日）に開催された JSB1000 クラスの決勝レース終了後の亀谷選手（8 号車）の再車検時における「音量測定値違反」に関してエントラント　team 桜井ホンダより国内規律裁定委員会に控訴が提出されました。

この控訴を受け、10 月 27 日に国内規律裁定委員会が開催され、下記裁定結果が結審いたしました。

控　訴　内　容
JSB1000 クラス
決勝レース終了後の亀谷選手（8 号車）の再車検時における「音量測定値違反」に関する
大会審査委員会の与えた罰則に対する不服申し立て

控訴にいたる流れ
JSB1000 クラス決勝レース終了後、車検場にて入賞車両の再車検時おける音量測定において規定値 108db/A（105db/A+レース終了後許容値+3db/A 含む）の規定に対し、１回目 118db、2 回目 115db、3 回目 112db が計測されが、エンジンオーバーヒート状態になり、更なる計測不可能となり、112db をもって最終数値となった。この計測結果によって審査委員会は失格を裁定し暫定結果に反映された。
これに抗議しようとした控訴人に、審査委員会の決定に抗議はできず、国内裁定委員会への控訴しか選択肢がない旨通告され、本控訴に至った。
控訴人は、当該車両の音量が前述のような異常な数値を示すはずもなく、現場にて計測方法の不備があったとしか類推できない。また測定現場にて状況把握する機会も与えられずに失格が裁定された。
後日立証が困難な音量数値は慎重な対応と説明を経て裁定されるべきである。
本件の音量計測は妥当性を欠いているのは明らかなので失格の裁定を撤回していただきたい。

裁　定　結　果
控訴人から訴状及び資料による説明を受けた。当該審査委員長、事務局長、車検長、施設代表から資料による音量計測の妥当性、失格裁定の妥当性の説明を受けた。
当該車両の消音器計測音量が事前の計測などからして異常な数値を示したものであることは推測できるが、現在記録されている計測音量数値が規則違反である限り審査委員会の失格裁定を覆す理由は見つからない。よって控訴は却下する。

ただし、競技運営団が失格となる計測数値を示したにも関わらず控訴人への通知や計測数値の妥当性を現場において示さなかったことはプロフェッショナルなカテゴリーでは重要な手順欠落があったと言わざるを得ない。よって、当該競技運営団に罰金 20 万円を課す。
なお、本件の再発防止をロードレース委員会に速やかに策定実施するよう求める。

以上を国内規律裁定委員会の最終決定とする。

付　随　事　項

中央審査委員会への上告

「国内規律裁定委員会」の決定を不服とする場合は、中央審査委員会に上告することができる。
決定通知を受けた日から 5 日以内に上告の意思を示す文書と上告保証金（20 万円）を添えて提出しなければならない。

国内規律裁定委員会からの勧告

今回の審議にて全日本選手権開催における改善点を指摘する。
競技団は、音量・重量計測など関係者が現場でのみしか承知、承認、認知、視認できない事項は、十分に状況、状態を踏まえた事実を確定して審査委員会に上程することを周知徹底されたい。